

消防法令適合通知書等の申請から交付までの流れ

1 【事前相談（保健所）】

神奈川県鎌倉保健福祉事務所環境衛生課にて事前相談を行い、民泊の形態や民泊として使用する部分の床面積等を確認してください。

神奈川県鎌倉保健福祉事務所環境衛生課
TEL : 0467-24-3900

2 【来庁日時の予約（消防本部予防課）及び図面等の提出】

担当者が不在の場合もあるため、**原則、お電話にて来庁の予約**をお願いいたします。来庁時、以下の必要書類をご準備ください。現時点で用意できる範囲で構いませんが、「平面図」「床面積が確認できるもの」をご準備ください。

※相談対応日時：月～金（祝祭日を除く）9時～16時（12時～13時を除く）

「必要書類」

- ☐ 案内図（所在地の確認）
- ☐ 配置図（敷地内通路幅の確認）
- ☐ 平面図
- ☐ 立面図
- ☐ 床面積が確認できるもの
- ☐ 普通階・無窓階算定書

※宿泊室の床面積（宿泊室とは、届出住宅の居室のうち宿泊者が就寝するための室のことで、押入れや床の間は含みません。）、押入等の寸法（2㎡以上で感知器を設置）、宿泊者が使用しない部屋、天井に60cm以上の梁や垂れ壁等がある場合は、平面図に記載をお願いします。

※無窓階とは、消防法施行令第10条第1項第5号に定める「避難上又は消火活動上有効な開口部（窓やドア等）を有しない階」をいい、①床面積に対する開口部の割合、②開口部の位置（床面からの高さ及び空地）③開口部の構造等により判定するものです。詳細については、別添ファイル「無窓階以外の階の判定基準」を参照してください。

3 【書類審査】

図面等を審査し、設置が必要な消防用設備並びに提出書類を後日お知らせします（約1週間～2週間お時間をいただきます）。

※届出があった順に審査をします。状況により、さらにお時間がかかることがありますので、お早めにご相談ください。

4 【書類の提出】

① 「消防用設備等設置届出書」(設備別に提出してください。)

【添付書類】

- ☐ 設置した消防用設備の試験結果報告書
- ☐ 消防用設備を設置した箇所を明記した平面図
- ☐ 消防用設備の仕様書（メーカーのサイトからダウンロードできます。）

② 「防火対象物使用開始届出書」

【添付書類】

- ☐ 案内図（地図）
- ☐ 配置図
- ☐ 平面図
- ☐ 立面図

③ 「消防法令適合通知書交付申請書」

【添付書類】

- ☐ 案内図（地図）
- ☐ 平面図
- ☐ 住宅宿泊事業届出書（保健所に提出するものの写し）

※建物の用途・規模等により、追加で①～③以外の書類が必要になる場合があります。

5 【消防検査（現場確認）、消防法令適合通知書の交付】

上記4の書類を全て受領後に、日程調整をして消防検査を行います。消防検査では、申請書類、消防用設備等の設置状況、コンロ廻り等を確認します。**消防検査で指摘事項がなければ、約1週間後**に消防法令適合通知書の交付をします。**消防検査で指摘事項があった場合は、改修確認後に同通知書を交付し**、消防の手続きは終了となります。

※防災物品の使用について

消防法上の宿泊所と判定される場合は、カーテン、ロールスクリーン、布製ブラインド及びじゅうたん等は全て防災仕様を使用しなければなりません。家主居住型で一般住宅と判定された場合は、対象外となります。詳細は、公益財団法人日本防災協会ホームページをご覧ください。



担当課：予防課（消防本部3階）
連絡先：046-876-0147

